

2021年（令和3年）10月8日

## 死刑確定者に対するアンケート調査の結果について

今般、日本弁護士連合会では、全国の死刑確定者を対象としてアンケート調査を実施した。これは、2006年1月、2009年12月～2010年2月に実施したアンケートに続き、死刑確定者の処遇状況に関し、当連合会として行う第3回目の調査である。

本報告書では、アンケートに対する回答結果を取りまとめるとともに、若干の考察を加えた。前回の調査は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）の施行から約2年半が経過した段階のものであったが、今回の調査により、それからさらに10年以上が経過した段階における死刑確定者処遇の実情を把握し、今後の法制度及び実務の改善に資する情報を提供することができれば幸いである。

### 第1 アンケート実施方法

2020年12月3日時点で判明していた死刑確定者109人（ただし発送までの間に1人が死亡したため、実質的に108人）宛てに別紙のアンケート調査への説明（依頼状）及び調査票を送付した（回答締切りは2021年2月1日）。

108人のうち、返信があったのは73人であり、回収率は67.5%であった（小数点第2位以下切り捨て。以下同じ。）。なお、前回調査の回収率（81.8%）より低下しているが、これには、前回までにはなかった、アンケートに協力するか否かの問いを、冒頭に明示したことが影響していると考えられる。返信のあった73人のうち、70人から、アンケートに協力する旨の回答があった（【表1】）。

【表1】アンケートへの回答状況

返信	アンケートへの協力	確定者数（人）
あり	はい、協力します	70
	いいえ、協力しません	3
なし	-	35
計		108

なお、協力する旨の回答を寄せた70人のうち、1人については、その回答の全部が信頼性に欠けると判断し、集計・分析対象から除外した。また、他の1人については、外部交通に関する複数の回答の間で矛盾が見られたため、外部交通に関する問1～問22-3への回答を除外した。

さらに、問7、問8、問15-2、問15-3、問16については、2019年12月より前に刑が確定した人の回答のみを対象とした。

また、アンケートに協力すると回答した場合であっても、各質問に対して回答するか否かは回答者の任意であるため、回答者の合計数は問によって変動している。

## 第2 回答者の属性

回答者の性別（問48）は、男性63人（91.3%）、女性5人（7.2%）、その他・答えなくない1人（1.4%）であった。

年代別（問47）では70代が最も多く（18人、26%）で、以下、順に50代（16人、23.1%）、60代（13人、18.8%）、40代（12人、17.3%）、30代（8人、11.5%）、80代以上（2人、2.8%）であり、60代以上が半数近く（33人、47.8%）を占めた。

69人中、50人（72.4%）が再審請求中であると回答し（問39）、また、16人（23.1%）が恩赦を出願していると回答した（問40）。

最後に判決を受けた時期（問49）の分布状況は【表2】のとおりである。

【表2】最後に判決を受けた時期

	回答数（人）
1970～1979年	2
1980～1989年	2
1990～1999年	6
2000～2004年	10
2005～2009年	14
2010～2014年	14
2015～2020年	13
無回答	8

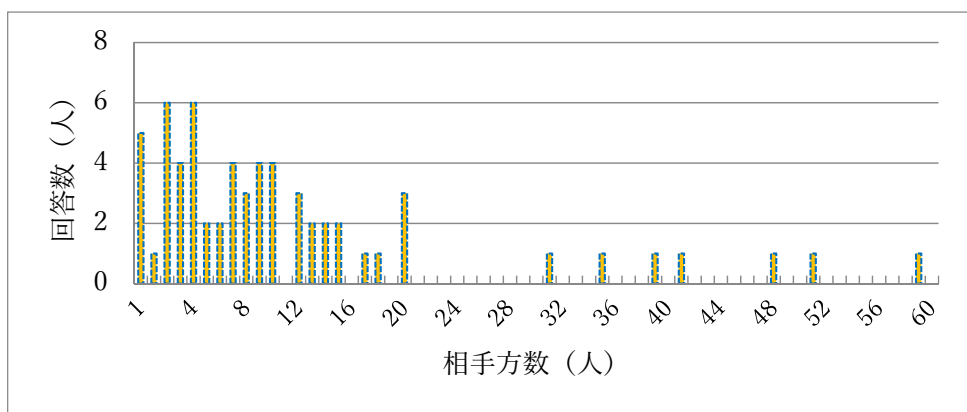
### 第3 アンケートへの回答内容

#### 1 外部交通一般について（問1～問6）

##### (1) 外部交通が認められている相手方（問1）

外部交通（面会・文通）が認められている人がいるかどうかについては、「いる」との回答が69人、「いない」は1人であった。外部交通が認められている相手方の人数については62人から回答があり、最少は1人、最多は59人であった。相手方の人数として最も多かったのは2人及び4人（各6人）で、回答者の3分の2に当たる41人は、外部交通の相手方が10人以下であった（【グラフ1】）。

【グラフ1】 外部交通が認められている相手方の人数



##### (2) 外部交通が認められている相手方との関係（問2）

外部交通が認められている相手方との関係は、家族・親族が最も多く（58人）、次いで、弁護士（56人）、友人・知人（46人）、その他（10人）の順であった（【表3】。「その他」の内訳は【表4】のとおり。）。なお、教誨師による教誨を外部交通としての面会と誤解していることが明らかな回答が相当数あり、これらは集計対象から除外している。

【表3】 外部交通が認められている相手方との関係

	回答数 (人)
家族・親族	58
弁護士	56
友人・知人	46

その他	10
-----	----

【表4】外部交通が認められている「その他」の相手方

「その他」の相手方の例(複数回答)	回答数(人)
再審等の支援者	4
宗教者	3
国会議員	2
贖罪寄付先の団体	1
著作権者	1
短歌の師	1

外部交通が認められている家族・親族の人数は、1～56人までと幅があるが、最も多いのは1人(12人)で、10人以下が8割近く(45人)を占めた(【表5】)。

【表5】外部交通が認められている家族・親族の人数

相手方数	1	2	3	4	5	6	8	9	10	13
回答数	12	10	4	2	4	8	2	2	1	1

14	17	20	28	31	32	34	37	56	計
1	1	2	1	1	1	1	1	1	56

外部交通が認められている友人・知人の人数は1～6人と総じて少なく、3人以下との回答が約7割(33人)であった(【表6】)。

【表6】外部交通が認められている友人・知人の人数

相手方数	1	2	3	4	5	6	計
回答数	12	7	14	8	4	1	46

外部交通が認められている弁護士の数も、1～17人と幅があるが、最も多かったのは1人(16人)で、3人以下と答えたのが約7割(40人)であった(【表7】)。

【表7 外部交通が認められている弁護士の人数】

相手方 数	1	2	3	4	5	6	7	9	12	16	17	計
回答数	16	14	10	3	3	5	1	1	1	1	1	56

(3) 実際の外部交通（問3～問5）

外部交通が認められている相手方と、過去1年間（2019年12月から2020年11月までの間。以下同じ。）に実際に面会や手紙のやり取りがあったかどうかについて尋ねたところ、「あった」が64人、「なかった」は3人であった（問3）。さらに、過去3年間（2018年1月から回答日現在まで。以下同じ。）について尋ねると、外部交通が認められている相手方全員と実際にやり取りがあったと回答したのは、約4分の1（17人）にとどまった。また、3人が、過去3年間、誰ともやり取りがなかったと回答した（【表8】・問4）。実際のやり取りがなかった相手方との関係（複数回答）は【表9】のとおりである。

【表8】外部交通が認められている相手方との過去3年間のやり取り

	回答数（人）
面会や手紙のやり取りをした人は、一人もいない	3
一部の人とだけ、面会や手紙のやり取りがあった	46
全員と面会や手紙のやり取りがあった	17
覚えていない	0
無回答	1
計	67

【表9】実際のやり取りがなかった相手方

相手方との関係	回答数（人）
家族・親族	36
知人・友人	30
弁護士	21

その他	6
-----	---

相手方とのやり取りがなかった理由は、【表10】のとおりである（問5）。相手方の高齢化・病気・死亡などのほか、家族・親族に特徴的な理由として、絶縁／家族・親族による外部交通の拒否があった。

【表10】相手方とのやり取りがなかった理由

1. 家族・親族とのやり取りがなかった理由	回答数（人）
遠方のため	10
家族の高齢化・病気・死亡	7
絶縁／家族・親族が拒否	7
（家族・親族の）生活に余裕がない	5
（家族・親族からの）連絡が途絶えた	5
所在不明になった	3
もともと関係が希薄／交流がない	3
相手の都合	3
手紙が苦手／書けない	2
子や孫に知られないため	1
家族（子）が自分のことを知らない	1
多忙	1
疎遠になった	1
2. 友人・知人とのやり取りがなかった理由	回答数（人）
高齢化・病気・死亡	4
仕事の都合・多忙	4
遠方のため	3
（友人・知人からの）連絡が途絶えた	3
所在不明になった	3
手紙が苦手／書けない	2
相手の都合	1
経済的理由	1

自分から連絡をしなため	1
疎遠になった	1
<b>3. 弁護士とのやり取りがなかった理由</b>	回答数(人)
多忙	3
無償・ボランティアのため	2
特別発信の願箋を書かねばならないため	1
相手の都合	1
裁判に関して弁護士ともめた	1
<b>4. その他の人とのやり取りがなかった理由</b>	回答数(人)
返信がない	1

(4) 外部交通の相手方の変更・追加（問6）

過去3年間に、外部交通が認められている相手方の変更や追加を申請したことがあるかどうかについて尋ねたところ、申請した場合の8割近くが変更・追加を認められなかったと回答した（【表11】）。外部交通の相手方といったん疎遠になると、その相手方に代わる新たな相手方を確保することが難しい状況であることが分かった。

【表11】外部交通が認められている人の変更や追加の有無

外部交通が認められている人の変更や追加を	回答数(人)
申請して許可された	9
申請したが、許可されなかった	31
申請しなかった	24
覚えていない	1
計	65

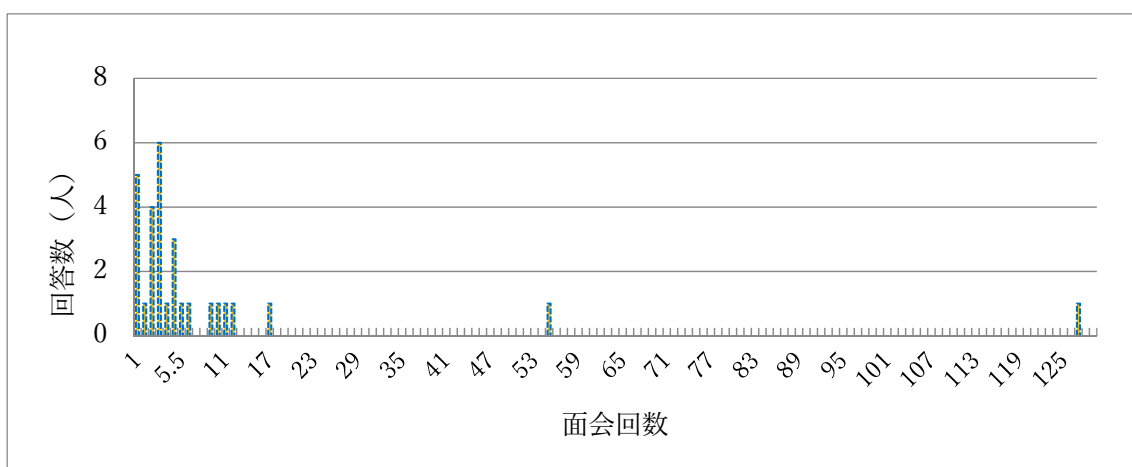
2 面会について（問7～問15-4）

(1) 過去1年間の面会（問7）

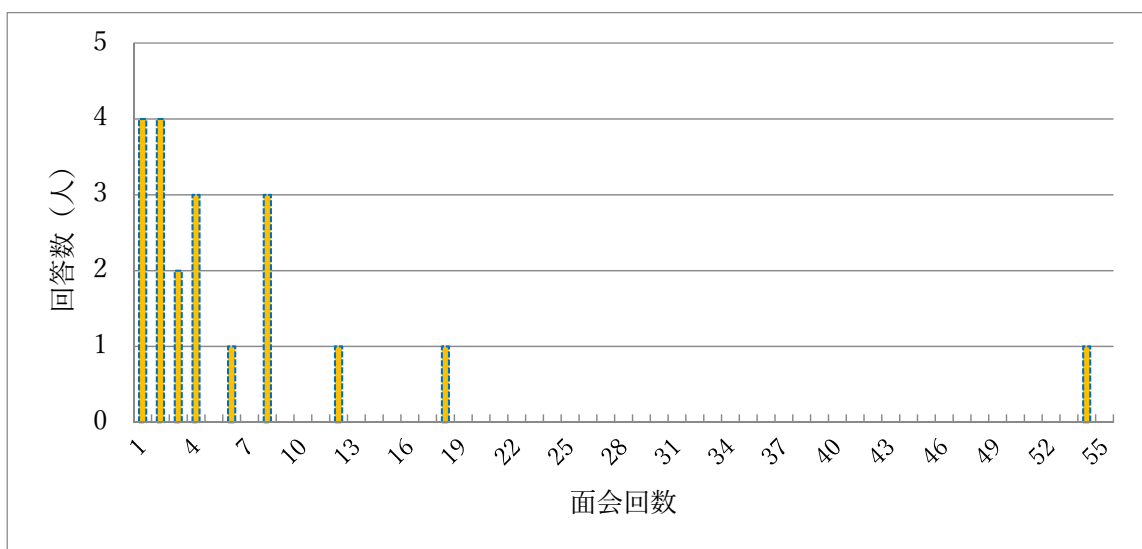
過去1年間に面会した相手方として最も多かったのは弁護士（38

人)で、家族・親族(29人)、友人・知人(21人)、その他(3人)の順で続いた。面会の相手方別に、上記1年間の面会回数を見ると、家族・親族については、一部に多数回の面会をしている例があったものの、5回以下が68.9%(20人)であった【グラフ2】。友人・知人は61.9%(13人)、弁護士も57.8%(22人)が5回以下であった【グラフ3】【グラフ4】。なお、例えば「5～6回」のような回答は「5.5回」として処理している。。

【グラフ2】 過去1年間の家族・親族との面会回数

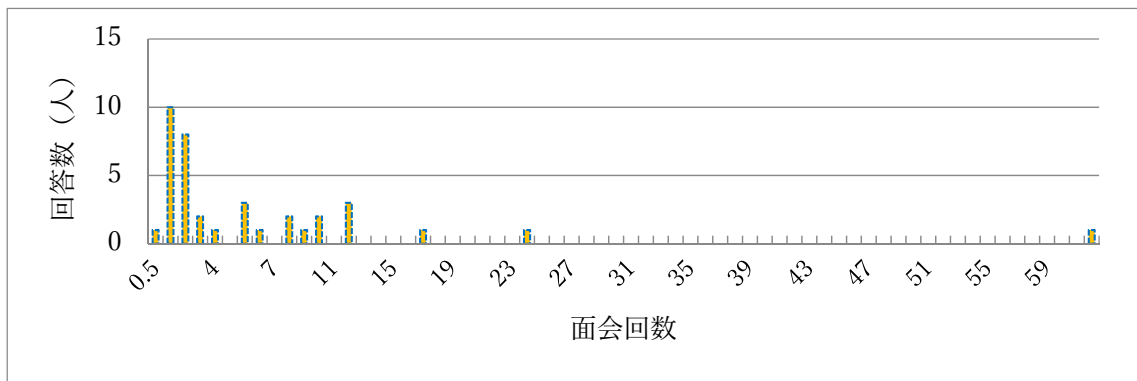


【グラフ3】 過去1年間の友人・知人との面会回数





【グラフ4】過去1年間の弁護士との面会回数

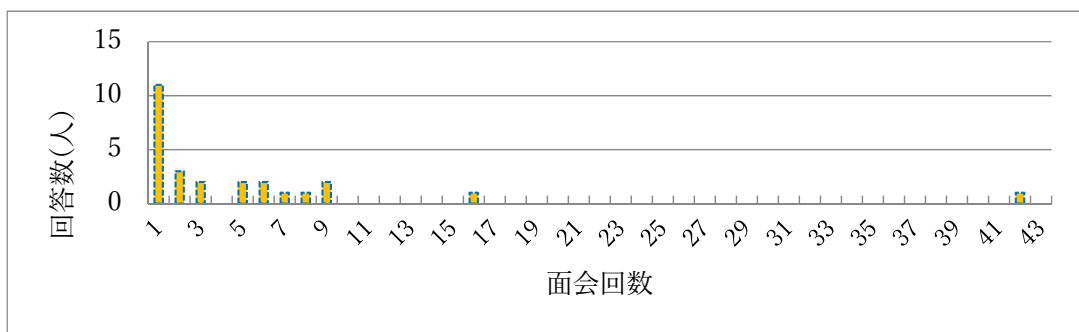


他方、家族・親族，友人・知人，弁護士以外の「その他」を相手方として回答したのは3人で，相手方の具体例は，「支援者」，「代理人司法書士」，「債務者」で，これらのうち複数類型の相手方を挙げる回答もあった。少なくとも後二者については重要用務処理者（法第120条第1項第2号）として面会したと推測される。回答者3人の面会回数はそれぞれ15回，35回，39回であり，相対的に多かった。

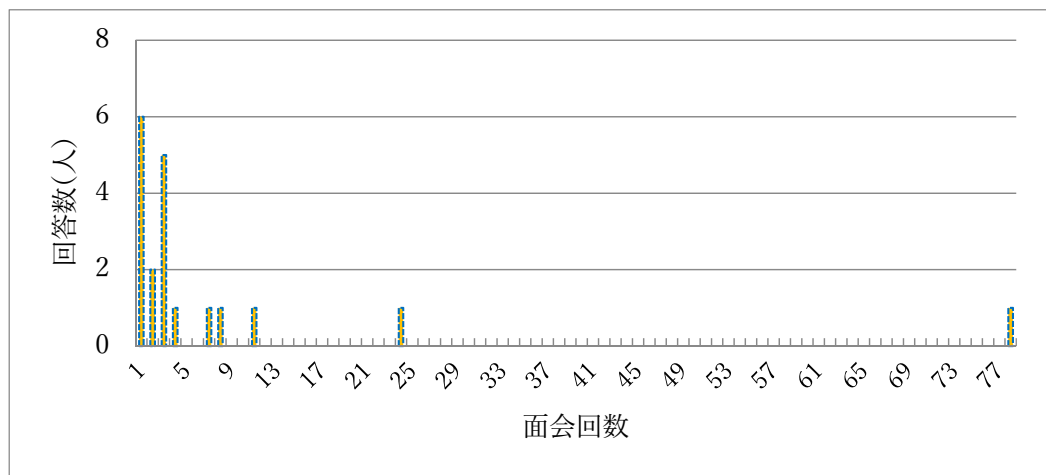
(2) 新型コロナウイルス感染拡大期の面会（問8）

新型コロナウイルスへの感染が拡大した2020年4月から2020年11月までの8か月間に面会した相手方としては，弁護士が最も多く27人であったが，次に多かったのが「誰とも面会していない」との回答で，24人に上った。家族・親族は20人，友人・知人は14人，その他が3人であった。また，この期間に面会した回数は，弁護士，家族・親族ともに1回が最も多く，3回以下がそれぞれ61.5%，65%を占めた（【グラフ5】【グラフ6】）。

【グラフ5】新型コロナウイルス感染拡大期の弁護士との面会回数



【グラフ6】新型コロナウイルス感染拡大期の家族・親族との面会回数

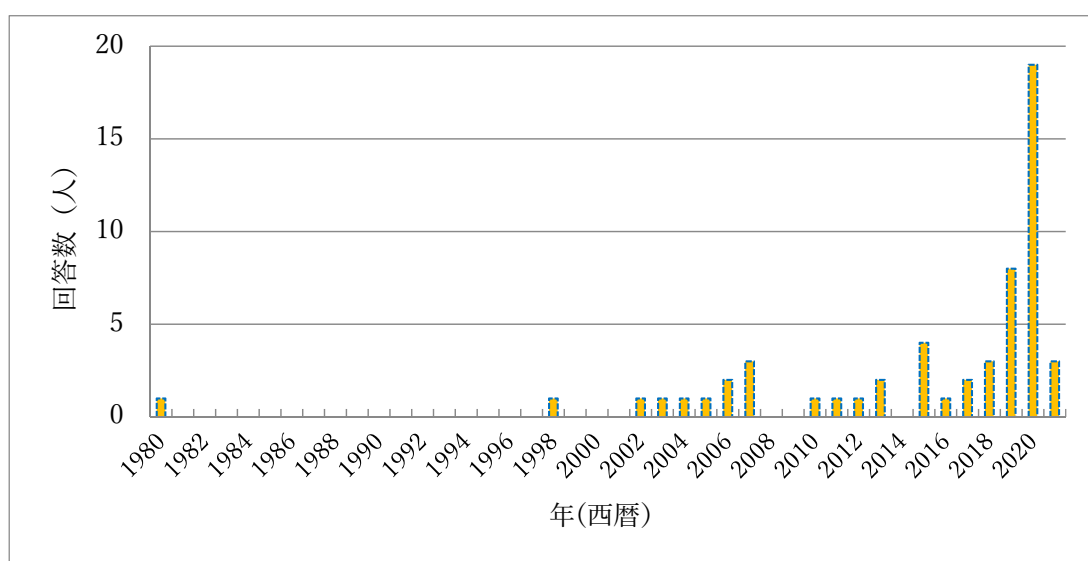


(3) 最後の面会

① 家族・親族との最後の面会（問9）

家族・親族と最後に面会した時期を尋ねたところ、時期的に最も古かったのは1980年（1人）であり、2016年以降（過去5年以上）の面会がない人が35.7%（回答した56人中、20人）を占めた（【グラフ7】）。面会時間は最長50分、最短7分、平均20.7分であった。

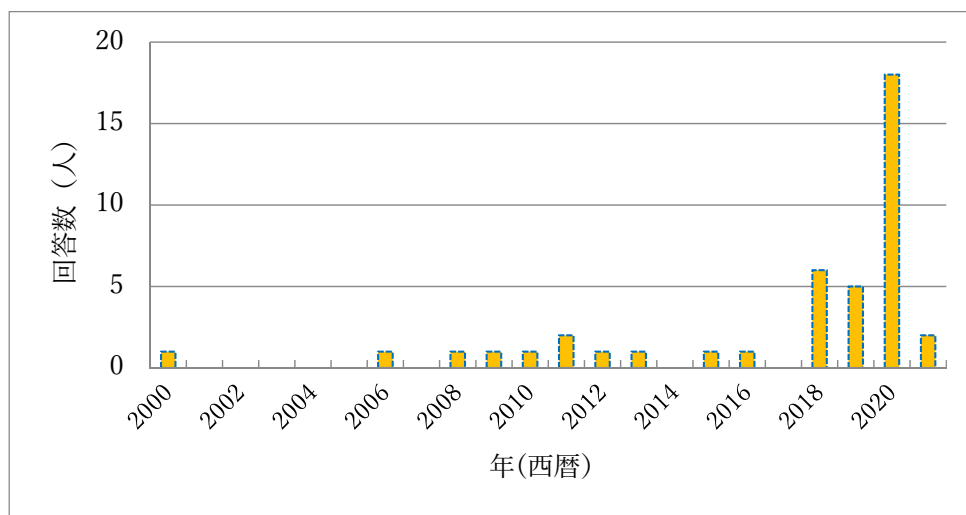
【グラフ7】家族・親族と最後に面会した時期



② 友人・知人との最後の面会（問10）

友人・知人と最後に面会した時期が最も古かったのは2000年（1人）で、2016年以降（過去5年以上）の面会がない人は23.8%（回答した42人中、10人）であった（【グラフ8】）。面会時間は最長60分、最短7分、平均17.1分であった。

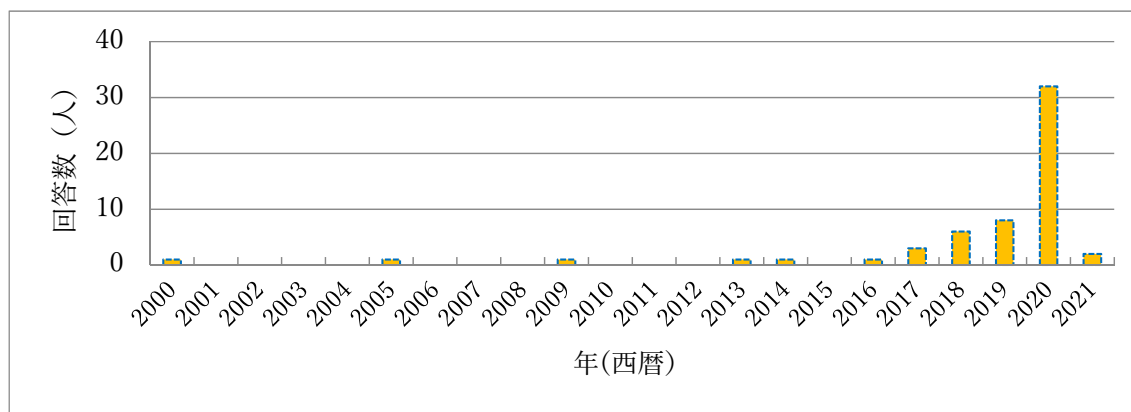
【グラフ8】 家族・親族と最後に面会した時期



③ 弁護士との最後の面会（問11）

弁護士と最後に面会した時期が最も古かったのは2000年（1人）で、2019年以降（過去2年以上）の面会がない人は26.3%（回答した57人中、15人）であった（【グラフ9】）。面会時間は最長150分、最短15分、平均36分であった。

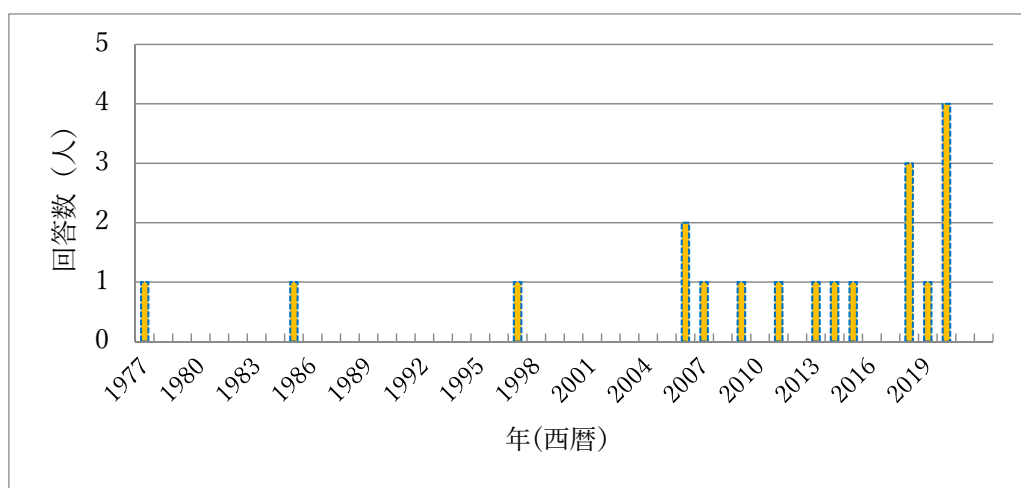
【グラフ9】 弁護士と最後に面会した時期



④ その他の人との最後の面会（問12）

家族・親族，友人・知人，弁護士以外の人と最後に面会した時期が最も古かったのは1977年（1人）で，2016年以降（過去5年以上）の面会がない人は57.8%（回答した19人中，11人）であった（【グラフ10】）。面会時間は最長60分，最短5分，平均20.65分であった。具体的な相手方は【表12】のとおりで報道・出版関係者が最も多く，死刑判決確定前に，刑事事件に関して，面会により取材を受けていた様子が窺われた。

【グラフ10】 家族・親族，知人・友人，弁護士ではない人と最後に面会した時期



【表12】 「その他」の相手方の具体例

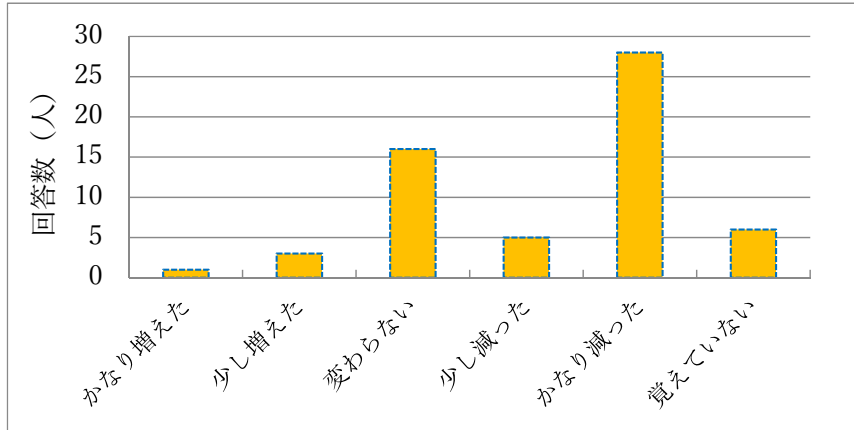
報道・出版関係	8人
支援者	6人
大使館職員	2人
警察官	1人
債務者	1人

(4) 家族・親族との面会回数の変化（問13）

家族・親族との面会の回数が判決確定の前後で変化したかどうかについて尋ねたところ，回答のあった59人中，「かなり減った」が最も多く（28人），「少し減った」（5人）と合わせて過半数を占めた

(55.9%) (【グラフ11】)。

【グラフ11】 判決確定前後での家族・親族との面会回数の変化



(5) 逮捕当時の家族との交流 (問14)

① 結婚や同棲 (問14-1)

最後に逮捕された当時の家族の状況については、回答のあった66人中、28人(42.4%)が、結婚や同棲をし、その相手と同居していたと回答した。結婚や同棲をしていなかったとの回答は19人(28.7%)であった(【表13】)。

【表13】 逮捕当時の結婚・同棲等の状況

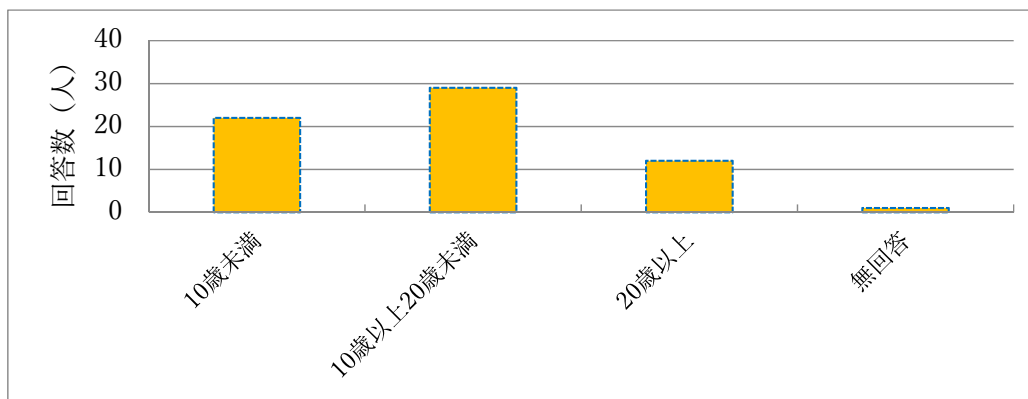
	回答数 (人)
結婚して同居していた (同棲など事実婚を含む)	28
結婚していたが別居していた	3
結婚したことはあるが、逮捕された当時は離婚・死別していた	9
結婚や同棲をしていなかった	19
その他	7
計	66

② 子ども (問14-2)

また、逮捕当時に子どもがいたと回答したのは37人で、いないとの回答(28人)を上回った。子ども(計64人)の79.6%は逮捕当時20歳未満であった(【グラフ12】)。逮捕当時、子ども

と同居していたと回答した人は40%で、別居していたが会っていた人を含めると、全体の68.7%が子どもとの交流があったと答えた（【表14】）。

【グラフ12】 逮捕当時の子どもの年齢



【表14】 逮捕当時の子どもとの交流状況

	回答数 (人)
同居していた	26
同居していなかったが、会っていた	18
会ってはいないが、連絡は取っていた	0
まったく連絡を取っていなかった	20
計	64

③ 父親・母親（問14-2）

逮捕ときに親がいたと回答した人は52人、いないと回答した人は14人であった。父親については69.7%が、母親については75.9%が、逮捕ときに何らかの交流があったと答えている（【表15】【表16】）。

【表15】 逮捕当時の父親との交流状況

	回答数 (人)
同居していた	2
同居していなかったが、会っていた	19
会ってはいないが、連絡は取っていた	9

まったく連絡を取っていなかった	9
無回答	4
計	43

【表 1 6】 逮捕当時の母親との交流状況

	回答数 (人)
同居していた	5
同居していなかったが、会っていた	25
会ってはいないが、連絡は取っていた	11
まったく連絡を取っていなかった	9
無回答	4
計	54

④ 兄弟姉妹 (問 1 4 - 4)

逮捕時に兄弟姉妹がいたと回答した人は 5 9 人、いないと回答した人は 8 人であった。計 1 2 3 人の兄弟姉妹のうち、7 4 人 (6 0. 1 %) については逮捕時に何らかの交流があったと回答している (【表 1 7】)。

【表 1 7】 逮捕当時の兄弟姉妹との交流状況

	回答数 (人)
同居していた	10
同居していなかったが、会っていた	46
会ってはいないが、連絡は取っていた	18
まったく連絡を取っていなかった	37
無回答	12
計	123

(6) 弁護士との面会について (問 1 5)

① 弁護士への依頼 (問 1 5 - 1)

2 0 2 0 年 1 2 月 現 在 ， 弁 護 士 に 何 ら か の 依 頼 を し て い る と 回 答 した人は 5 5 人で， 弁 護 士 に は 何 も 依 頼 し て い な い と 回 答 し た 人

(11人)を大きく上回った。弁護士に依頼していること(複数選択可)としては、再審請求が最も多く(52人)、恩赦(9人)、国家賠償請求訴訟(5人)、国賠以外の事件や裁判(2人)、その他(5人)であった。

② 弁護士との面会(問15-2)

弁護士に依頼をしていると回答した55人のうち、2019年12月から2020年11月までの間に弁護士と面会したと回答した人は34人(61.8%)にとどまり、20人超が依頼している弁護士との間で1年以上面会をしていなかった。

③ 弁護士面会への職員立会い(問15-2, 問15-3)

上記期間中、弁護士との面会に刑事施設職員が立会ったか否かについての回答状況は【表18】のとおりであった。前回調査後、法第121条ただし書により、再審請求のために選任された弁護人と死刑確定者との面会については、特段の事情がない限り職員の立会いのない面会を許さない措置は違法とする司法判断が示され、その後、刑事施設における処遇に関する国家賠償請求訴訟に係る打合せのための代理人弁護士との面会についても同様の判断が出されるに至っていたが、一部の死刑確定者については依然として立会いが付されるという報告もあり、実情を把握する必要性があった。今回の調査に対する回答には、その内容から2019年12月以前の面会に関する回答が含まれていると考えられ、残念ながら必ずしも2019年12月から2020年11月までの状況を反映する回答とはなっておらず、実情を正確に把握することはできなかった。しかし、再審請求に関する相談を中心として、職員が全く立会いをしない事案が多数を占めるに至っていることは間違いない。なお、弁護士との面会に職員の立ち会うことについての回答は【表19】のとおりである。

【表18】 弁護士への依頼事項別 弁護士面会への職員立会いの有無

	再審請求に関する相談	国賠請求に関する相談	国賠以外の事件相談
--	------------	------------	-----------



	(人)	(人)	(人)
いつも立ち会った	3	1	2
たまに立ち会った	0	1	0
まったく立ち会わなかった	27	6	3
覚えていない	1	0	0
無回答	7	7	7
計	38	15	12

【表 19】 職員の立会いについて

	回答数 (人)
落ち着いて弁護士と話ができない	3
率直に弁護士と話ができない	3
特に気にならない	2
無回答	4
計	12

④ 弁護士に依頼していない理由 (問 15 - 4)

弁護士に依頼していない場合の理由(複数回答)を尋ねたところ、費用がない、弁護士が見つからないなど、依頼したいにもかかわらず依頼ができないという回答が多くを占めた(【表 20】)。

【表 20】 弁護士に依頼していない理由

依頼したいが、費用がない	6人
依頼したいが、相談に乗ってくれる弁護士が見つからない	8人
弁護士は必要ない	1人
その他(判決が確定してしまい連絡のしようがない。弁護士を探すのが大変)	2人
無回答	4人

### 3 手紙のやり取り（信書の発受）について（問16～問22-3）

#### (1) 過去1年間の手紙のやり取り

過去1年間に手紙のやり取りをした相手方を尋ねたところ、最も多かったのは、家族・親族（48人）であり、弁護士（46人）、友人・知人（40人）、その他（18人）の順で続いた（【表21】）。いずれも面会の相手方より人数が多い。

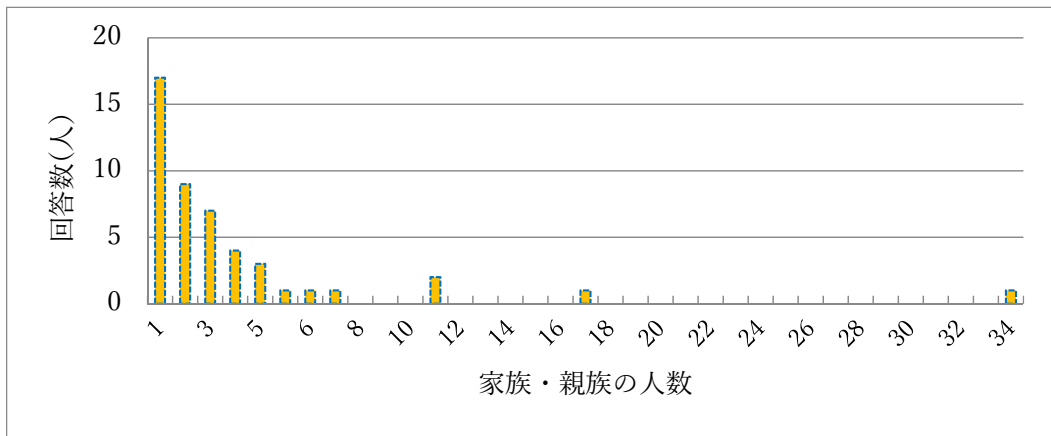
【表21】 過去1年間に誰と手紙のやり取りをしたか（複数回答）

	回答数（人）	（参考）過去1年間に誰と面会したか
家族・親族	48	家族 29
知人・友人	40	知人・友人 21
弁護士	46	弁護士 38
その他	18	その他 3
覚えていない	2	覚えていない 0
		誰とも面会していない 15

#### ① 家族との手紙のやり取り

過去1年間に手紙のやり取りをした家族・親族の数は、1人という回答が最も多く（17人）、5人以下が85.1%であった（【グラフ13】）。また、過去1年間に家族・親族に発信した回数は、10回以上との回答が28人（63.6%）であった（【表22】）のに対して、家族・親族から受信した回数が10回以上と答えたのは19人（48.7%）（【表23】）であった。なお、全回答者の延べ発信回数（1521回）と延べ受信回数（2204回）を比較すると後者が上回っているが、これは、一人で1402回受信したとの回答者がいたことによるもので、総じて発信よりも受信の回数が少ない。

【グラフ 1 3】過去 1 年間に手紙のやり取りをした家族・親族の人数



【表 2 2】過去 1 年間の家族・親族への発信

発信回数	1	2	3	4	5	7	9	10	11	12	14	16	18	19
回答数	3	3	1	3	4	1	1	5	2	1	1	1	1	1

20	40	48	50	64	70	76	80	96	100	102	192	延べ発信回数
1	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1521

【表 2 3】過去 1 年間の家族・親族からの受信

発信回数	1	2	3	4	5	8	10	15	18	20	21	30	48	50
回答数	1	2	4	1	1	1	1	1	1	1	3	3	2	1

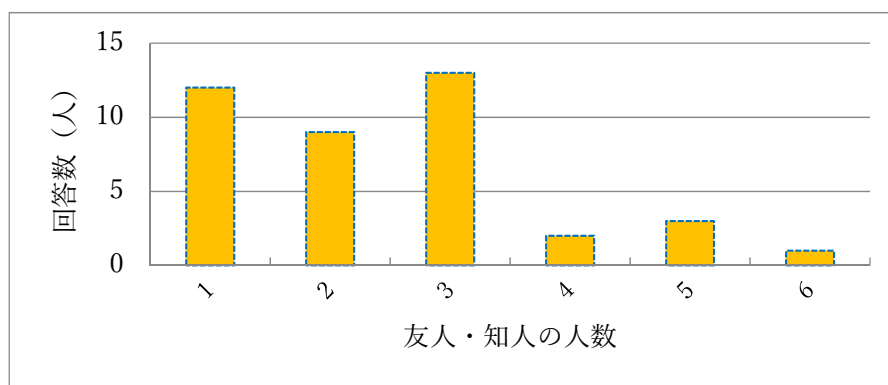
52	57	58	144	1402	延べ受信回数
3	1	1	1	1	2204

② 友人・知人との手紙のやり取り

過去 1 年間に手紙のやり取りをした友人・知人の数は、3 人以下が 8 5 %であった（【グラフ 1 4】）。また、過去 1 年間に友人・知人と手紙をやり取りした回数は、1 0 回以上発信したとの回答が 2 1 人（5 5 . 2 %）であったのに対し（【表 2 4】）、1 0 回以上受信し

たと答えたのは18人(51.4%)であった(【表25】)。発信と受信を延べ回数で比較すると、延べ発信回数は1225.5回、延べ受信回数は691.5回であり、受信は発信の56.4%にとどまった。

【グラフ14】過去1年間に手紙のやり取りをした友人・知人の人数



【表24】過去1年間の友人・知人への発信

発信回数	1	2	3	4	5	6	7	7.5	8	9	10	12	14	24
回答数	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	4	2	1	1

25	29	30	37	40	46	60	61	62	65	90	10	12	13	延べ発信回数
2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1225.5

【表25】過去1年間の友人・知人からの受信

発信回数	1	2	3	4	5	5.5	6	7	8	9	10	12	15	16
回答数	1	2	4	1	1	1	1	1	1	1	3	3	2	1

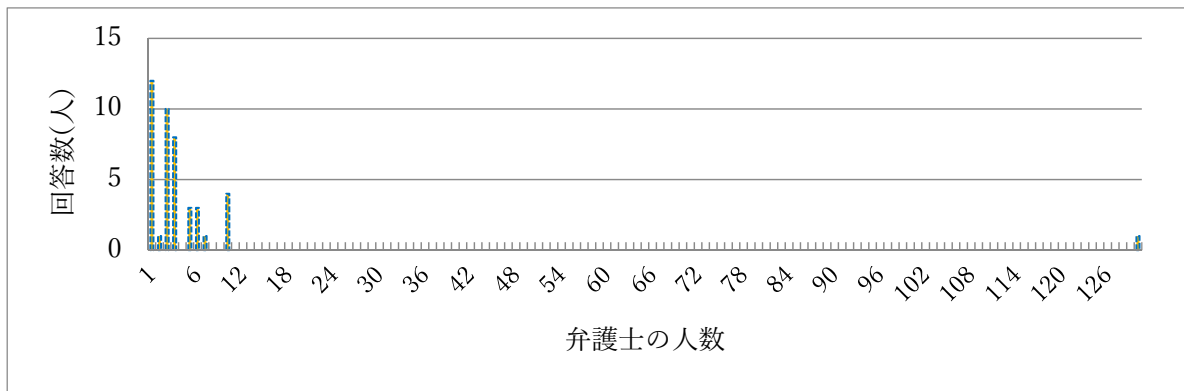
20	24	25	28	30	31	60	71	90	99	延べ受信回数
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	691.5

③ 弁護士との手紙のやり取り

過去1年間に手紙のやり取りをした弁護士の数は1人が最も多く（12人），3人以下が72%であった（【グラフ15】）。

また，過去1年間に10回以上弁護士に発信した人が22人（53.6%）であったのに対し，弁護士から10回以上受信した人は15人（38.4%）であった。延べ発信回数は598回，延べ受信回数はその約3分の2の406回にとどまっており，やはり受信回数のほうが顕著に少なかった（【表26】【表27】）。

【グラフ15】 過去1年間に手紙のやり取りをした弁護士の人数



【表26】 過去1年間の弁護士への発信

発信回数	1	2	3	4	5	7	8	10	11	35	50	延べ発信回数
回答数	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	598

【表27】 過去1年間の弁護士からの受信

受信回数	1	2	3	5	7	8	10	11	50	延べ受信回数
回答数	2	2	3	2	1	1	1	1	1	406

④ その他の人との手紙のやり取り

過去1年間に，家族・親族，友人・知人，弁護士以外の「その他」の相手方と手紙のやり取りをしたと回答したのは17人であり，面会の相手方よりはかなり多い。ただし，相手方の人数は1人という

回答が最も多く、17人のうち10人（58.8%）を占めた（【表28】）。

また、「その他」の相手方への発信回数は延べ198回であったのに対し（【表29】）、受信回数は延べ111回であった（【表30】）。

【表28】過去1年間に手紙のやり取りをした「その他」の相手方の人数

「その他」の相手方の数	回答数（人）
1人	10
2人	1
3人	2
6人	1
8人	1
11人	1
50人	1
計	17

【表29】過去1年間の「その他」の相手方への発信

発信回数	1	2	3	4	5	7	8	10	11	35	50	延べ発信回数
回答数	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	198

【表30】過去1年間の「その他」の相手方からの受信

受信回数	1	2	3	5	7	8	10	11	50	延べ発信回数
回答数	2	2	3	2	1	1	1	1	1	111

⑤ 手紙のやり取りがなかった理由（問17）

過去1年間に誰とも手紙のやり取りがなかったと回答した人に、その理由を尋ねたところ（複数回答可）、「手紙を書いてくれる相手がない」が3人、「外部交通を許可された相手がない」が2人であり、「手紙を出したいと思う相手がない」を選択した人はいなかった（【表31】）。手紙のやり取りをしたくてもできない状況がうかがわれる。

【表 3 1】 過去 1 年間に手紙のやり取りがなかった理由

手紙を書いてくれる相手がない	3
手紙を出したいと思う相手がない	0
外部交通を許可された相手がない	2
その他	0
覚えていない	1

(2) 最後の手紙（問 1 8 ～問 2 1）

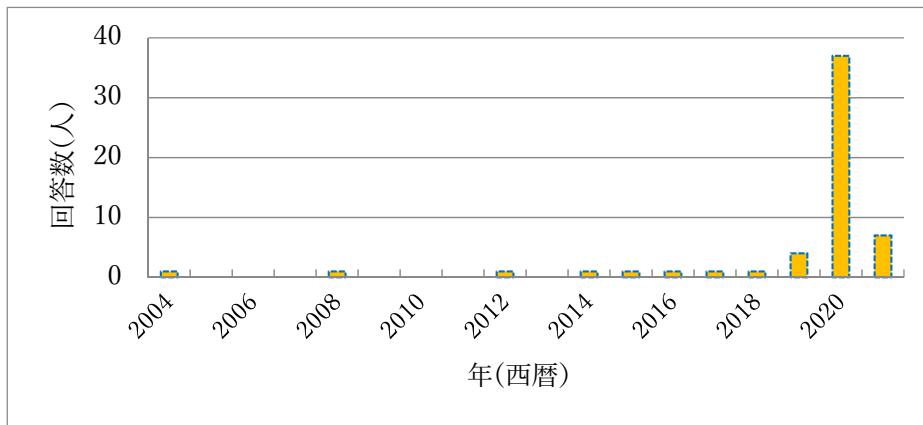
① 家族・親族からの最後の手紙（問 1 8）

家族・親族から手紙を受け取ったことがあると回答した 5 6 人のうち（【表 3 2】）、最後に手紙を受け取った時期が最も古かったのは 2 0 0 4 年（1 人）で、過去 5 年（2 0 1 6 年以降）の受信がない人が 5 人いた（【グラフ 1 6】）。

【表 3 2】 家族・親族からの手紙

手紙を受け取った	56 人	覚えていない	3 人
手紙は来ていない	8 人	計	67 人

【グラフ 1 6】 家族・親族から最後に手紙を受け取った時期



② 友人・知人からの最後の手紙（問 1 9）

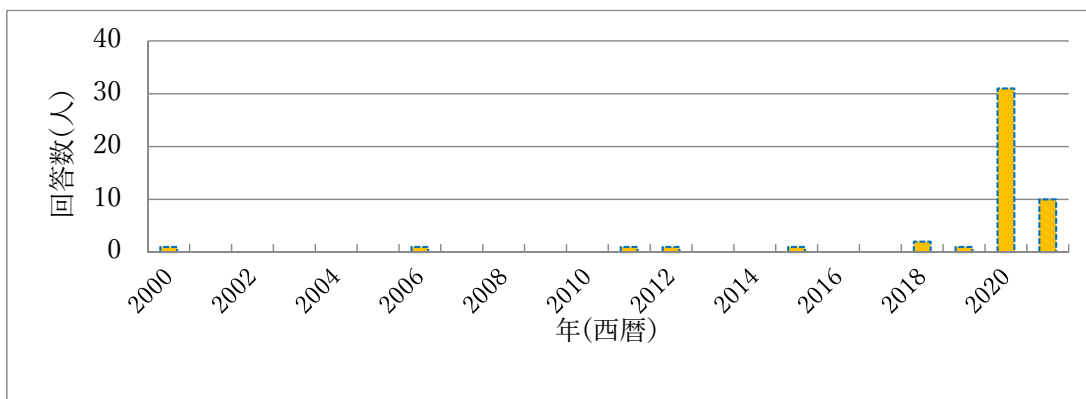
友人・知人から手紙を受け取ったことがあると回答した 4 9 人のうち（【表 3 3】）、最後に手紙を受け取った時期が最も古かったのは 2 0 0 0 年（1 人）で、過去 5 年間に受信がない人が 5 人いた（【グ

ラフ17))。

【表33】友人・知人からの手紙

手紙を受け取った	49人	覚えていない	5人
手紙は来ていない	11人	計	65人

【グラフ17】友人・知人から最後に手紙を受け取った時期



③ 弁護士からの最後の手紙 (問20)

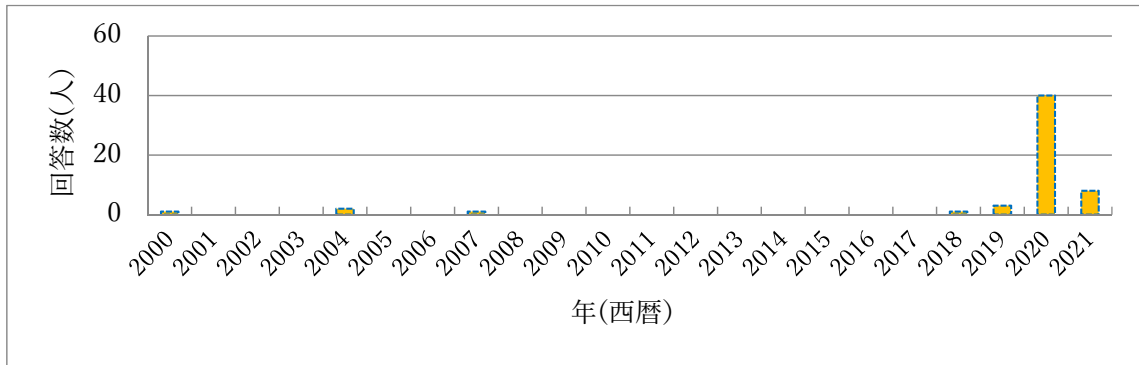
弁護士から手紙を受け取ったことがあると回答した49人のうち(【表34】),最後に手紙を受け取った時期が最も古かったのは2000年(1人)で,過去5年間に受信がない人は4人,1年以上受信のない人は8人いた(【グラフ18】)。

【表34】弁護士からの手紙

手紙を受け取った	56人	覚えていない	5人
手紙は来ていない	6人	計	67人



【グラフ18】 弁護士から最後に手紙を受け取った時期



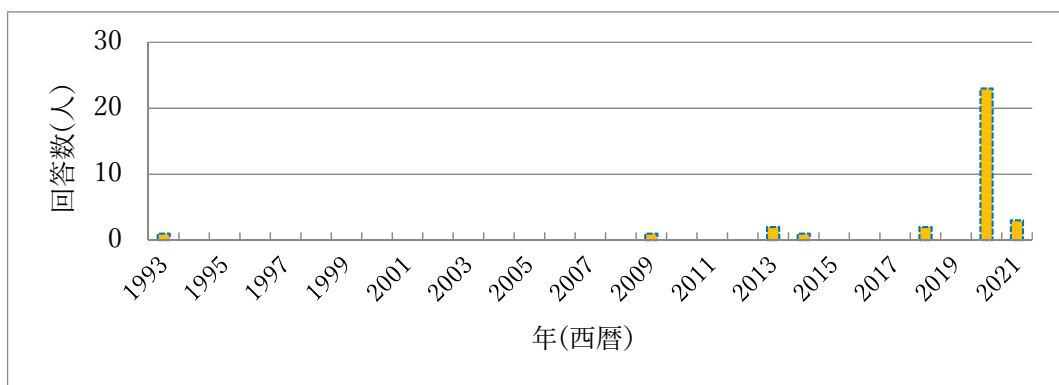
④ その他の人からの最後の手紙（問21）

家族・親族，友人・知人，弁護士以外の人から手紙を受け取ったことがあると回答した33人のうち（【表35】），最後に手紙を受け取った時期が最も古かったのは1993年（1人）で，過去5年間の受信がない人が5人いた（【グラフ19】）。「その他」の相手方で最も多かったのは国会議員（8人）であった（【表36】）。

【表35】「その他」の人からの手紙

手紙を受け取った	33人	覚えていない	7人
手紙は来っていない	19人	計	59人

【グラフ19】「その他」の人から最後に手紙を受け取った時期



【表 3 6】 その他の相手方の具体例

	回答数 (人)
国会議員	8
支援者	5
報道・出版	4
役所	4
弁護士会	3
教誨師	2
被害者遺族	1
贖罪寄付団体	1
警察・検察	1
司法書士 (代理人)	1
銀行	1
その他	2

(3) 受信の禁止・差止め等 (問 2 2)

過去 1 年間に、受信を禁止 (差止め) された経験があったという回答は 40 人 (60.6%) に上った (【表 3 7】・問 2 2 - 1)。その際、差出人氏名が告知されたとの回答は 35 人 (87.5%)、されなかったのが 5 人 (12.5%) であった (【表 3 8】・問 2 2 - 2)。

また、過去 1 年間に、受信した信書の一部が抹消されていた経験は、「あった」が 14 人 (22.9%)、「なかった」が 44 人 (72.1%) であった (【表 3 9】・問 2 2 - 3)。

【表 3 7】 過去 1 年間の受信の禁止の有無

あった	40 人	覚えていない	3 人
なかった	23 人	計	66 人

【表 3 8】 受信を禁止された信書の差出人氏名の告知の有無

告知された	35 人	覚えていない	0 人
告知されなかった	5 人	計	40 人

【表 3 9】 信書の一部が抹消された経験の有無

あった	14 人	覚えていない	3 人
なかった	44 人	計	61 人

#### 4 処遇環境について（問 2 3～問 3 2）

##### (1) 居室外処遇（問 2 3）

過去 1 年間に、面会・運動・入浴・診察など居室外での用事がある場合を除いて、居室から出ることはあったかどうかについて尋ねた。「なかった」との回答は 3 9 人で、「あった」(2 7 人)を上回った(【表 4 0】)。さらに「あった」と回答した場合の理由は【表 4 1】のとおりで、いずれも質問において例示した用件に準じる場合であり、集団処遇のために居室を出た例はなかった。

【表 4 0】 過去 1 年間に、面会・運動・入浴・診察などの用事がある場合を除いて、居室から出ることはあったか

あった	27 人	覚えていない	2 人
なかった	39 人	計	68 人

【表 4 1】 居室から出た理由

具体的に	回答数 (人)
教誨	11
職員との面接	7
捜検・転室	4
視察委員との面接	3
医療上移送	2
遵守事項違反の取調べ	1

##### (2) 冷暖房（問 2 4）

過去 1 年間に、居室や居室前の通路に冷房・暖房があったか否かに対する回答は【表 4 2】のとおりであった。ただし、同一施設からの回答が分かれている場合があり、居室内か居室前通路かの判断が難しいのではないかと推察された。

【表 4 2】 過去 1 年間に居室や居室前の通路に冷房・暖房はあったか

	回答数 (人)
居室内に冷房と暖房があった	20
居室内に冷房のみあった	9
居室内に暖房のみあった	0
居室内にはないが、居室前の通路に冷房と暖房があった	18
居室内にはないが、居室前の通路に冷房のみあった	9
居室内にはないが、居室前の通路に暖房のみあった	3
覚えていない	1
計	60

(3) 運動場 (問 2 5 ~ 問 2 6)

① 運動の場所と広さ (問 2 5)

過去 1 年間に利用した運動場 (複数選択可) は「屋上」(43 人) と「室内」(39 人) が拮抗し、「屋上以外の室外」を選択した人は 13 人にとどまった (【表 4 3】)

運動場の広さは、室内運動場は「4 畳」(17 人), 「3 畳」(16 人) が多くを占めた。屋上運動場は「4 畳」(11 人), 「6 畳」(9 人) が多かったが、「20 畳」も 1 人いた。また屋上以外の室外運動場は、1.6 畳から 300 畳までばらつきがあった (【表 4 4】)。

【表 4 3】 過去 1 年間に利用した運動場

室内	39 人	屋上	43
屋上以外の室外	13 人	覚えていない	4 人

【表 4 4】 運動場の広さ

広さ (畳)	1	1.6	2	3	4	4.5	5	5.5	6	6.4	6.5	7	7.5	8	9	10	12	15	20	300	計 (人)	
室内	2	-	4	16	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39

屋上	-	-	-	2	11	-	7	1	9	1	-	-	5	2	-	2	1	1	1	-	43
室外	-	1	-	-	2	2	3	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	12
																					*

\* 無回答 1

② 運動場の環境への満足度（問 26）

運動場の環境については、「不満だ」（10人）、「とても不満だ」（19人）を合わせると回答者の45.3%と、「満足している」（6人）、「とても満足している」（2人）の合計（12.5%）を大きく上回った（【表 45】）。「不満だ」「とても不満だ」と回答した具体的な理由は【表 46】のとおりで、狭さを挙げる回答が最も多く、また、事故防止の観点から、運動器具がない（あるいは極端に制限されている）ことや、外の景色が見えないことへの不満も多い。

【表 45】 運動場の環境について

	回答数（人）
とても満足している	2
満足している	6
どちらとも言えない	20
不満だ	10
とても不満だ	19
その他	7
計	64

【表 46】 運動場について「不満だ」「とても不満だ」という理由

	回答数（人）
狭い	14
運動器具がない／少ない	8
外が見えない	5
日光が（ほとんど）当たらない	4
土のグラウンドではない	3
圧迫感がある（頭上に金網がある）／開放感がない	3

植物がなく自然が感じられない	2
走れない	2
時間が短い	1
話し相手がない	1
職員が怒鳴る，意地悪をする	1
午前中しか運動できない	1
不衛生	1

運動場の環境についての「その他」の具体的回答は【表47】のとおりであり，実質的に運動をしていない旨の回答もあった。

【表47】運動場の環境についての「その他」の意見

	回答数（人）
運動に出たことがない／最近運動に出ない	2
床に座って運動できない	1
狭い	1
降雨を避けられない	1
不衛生	1
爪を切るだけなので感想はない	1
外運動は不要	1

#### (4) 被収容者相互の接触（問27）

過去1年間に，居室外で，他の被収容者と過ごすことがあったかどうかについては，66人（95.6%）が「なかった」と答え，「あった」は2人だけであった（他は「覚えていない」1人，計69人）。また「あった」との回答に対し，具体的にどのように他の被収容者と過ごしたのかを尋ねたところ，「入浴時」という回答が1人からあったのみ（他の1人は無回答）で，前回（2009年）の調査時と同様であった。

(5) 宗教上の教誨（問 28～問 30）

① 教誨を受けた経験の有無と頻度（問 28）

過去 1 年間に、宗教教誨を受けたかどうかについては、「受けた」（32 人，46.3%）と「希望しなかった」（33 人，47.8%）がほぼ同数であった。他方、「希望したが受けられなかった」が 1 人（1.4%）いた（【表 48】）。

【表 48】 過去 1 年間に宗教教誨を受けたか

	回答数（人）
受けた	32
希望したが受けられなかった	1
希望しなかった	33
その他	2
覚えていない	1
計	69

教誨を受けた場合の具体的な宗教は、キリスト教（カトリック・プロテスタント）18 人，仏教（諸宗派）11 人，天理教 1 人，無回答 2 人であった。

教誨の頻度は、回答した全員（30 人）が月に 1 回と回答した（他に無回答 2 人）。前回調査では、39 人中、5 人が月に 2 回以上と回答し、かつ、教誨師の負担を告げられて希望回数を減らしたとの回答があった。現在では、一様に月 1 回までとされている状況がうかがわれる。

② 教誨への職員の立会い（問 29）

また、今回の調査で新たに、教誨を受けたと回答した 32 人に対し、教誨への職員立会いの有無を尋ねたところ、「毎回立ち会った」が 25 人（78.1%）、「ときどき立ち会った」が 1 人（3.1%）に対し、「一切立ち会わなかった」は 6 人（18.7%）にとどまった。

③ 教誨を希望したが受けられなかった理由（問 30）

「教誨を希望したが受けられなかった」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、国家賠償請求訴訟を提起し勝訴したところ、再々申し込んでも不許可となる旨の回答があった。

(6) 篤志面接（問 31）

過去1年間に、篤志面接委員による面接を受けたことがあるかどうかについては、「ない」が56人（83.5%）で、「ある」（8人，11.9%）を大きく上回った。

【表 49】 過去1年間に篤志面接委員による面接を受けたことがあるか

	回答数（人）
ある	8
ない	56
覚えていない	3
計	67

(7) 自己契約作業（問 32）

過去1年間に、自己契約作業をしたと答えた人は12人（17.6%）で、「希望したが、作業できなかった」人が10人（14.7%）いた。「希望しなかった」は46人（67.6%）であった（【表 50】）。なお、「緊急事態宣言以降、自己契約作業が中断したままで収入がない」との訴えもあった（後掲【表 55】）。

【表 50】 過去1年間に自己契約作業をしたか

	回答数（人）
作業した	12
希望したが、作業できなかった	10
希望しなかった	46
覚えていない	0
計	68



## 5 健康状態と医療（問33～問38）

### (1) 健康状態（問33，問34）

2019年4月から2020年12月までの健康状態について尋ねたところ、「悪い」、「大変悪い」を合わせると全体の56.5%となった。「とくに悪いところはない」は30.4%、「大変良い」「良い」（各2人）は合わせて5.7%であった（【表51】）。

「悪い」「大変悪い」を選択した39人に、医師の診察（定期健康診断を除く）を受けたか尋ねたところ、「受けた」が29人（74.3%）に上った一方、「受けなかった」が7人（17.9%），さらに「受ける希望を出したが受けられなかった」が2人（5.1%）であった（他に「覚えていない」が1人）。

【表51】 過去1年間の健康状態

	回答数（人）
大変良い	2
良い	2
特に悪いところはない	21
悪い	27
大変悪い	12
わからない	5
計	69

### (2) 施設の医療について（問35）

施設の医療についてどう考えるかを尋ねたところ、「とても満足／信頼している」、「満足／信頼している」の合計は23.1%、「不満だ・信頼できない」、「とても不満だ・まったく信頼できない」の合計は30.4%、最も多いのは「どちらとも言えない」で、40.5%であった（【表52】）。

【表52】 施設の医療についてどう考えるか

	回答数（人）
とても満足している・とても信頼している	4
満足している・信頼している	12

どちらとも言えない	28
不満だ・信頼できない	9
とても不満だ・まったく信頼できない	12
わからない	4
計	69

(3) 新型コロナウイルス感染について（問36～問38）

① 感染対策の説明（問36）

新型コロナウイルスについて拘置所から感染対策の説明を受けたかどうかについては、50人（72.4%）が「受けた」と答え、「説明はなかった」は12人（17.3%）、「覚えていない」は6人（8.6%）、無回答1人（計69人）であった。具体的に説明を受けた事項は【表53】のとおり。

【表53】 新型コロナウイルスについて受けた具体的な説明

	回答数（人）
（居室外での）マスク着用	19
うがい・手洗い	15
マスクの給与	9
職員の感染状況	3
密を避ける	2
職員の感染対策（マスク、フェイスガード着用など）	1
手の消毒	1
教誨の一時中止	1
面会室の窓の穴をふさいだ	1
マスク着脱時の注意	1
被収容者の非接触式体温測定	1
集団運動該当者への注意	1

② 感染への不安（問37）

現在、新型コロナウイルスの感染についてどのように感じているかについては、「感染するのではないかと非常に不安」、「感染するの

ではないかと少し不安」の合計（29人）と、「感染の不安はあまりない」、「感染の不安はまったくない」の合計（31人）が拮抗した（【表54】）。

【表54】新型コロナウイルスの感染についてどのように感じているか

	回答数（人）
感染するのではないかと非常に不安	10
感染するのではないかと少し不安	19
感染の不安はあまりない	21
感染の不安はまったくない	10
わからない	7
無回答	2
計	69

③ 特別定額給付金（問38）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い給付されることになった特別定額給付金（一人当たり10万円）については、「受け取った」が47人（72.3%）、「受け取っていない」が18人（26%）、「わからない」が4人（5.7%）（計69人）であった。

6 その他（問41～46）

(1) 拘置所生活で気になる点（問41）

拘置所での生活において気になる点（自由記載）を尋ねたところ、【表55】に整理したように多岐にわたる回答が寄せられた。電波や高周波の被害を受けている旨の回答の中には、精神疾患ではないとの説明が付記されたものもあった。

【表55】拘置所生活で気になる点

物品の自弁	高価格で低品質
	品数が少ない
	（東拘では可の）朱肉・電子辞書・缶詰・カップ麺・ペットボトル飲料の自弁が不可
	画材を認めてほしい

	鉛筆・色鉛筆が禁止になり，絵が描けない
食事	民間調理になり質が低下（献立が固定化し，季節感がない）
	量が少ない
	正月の紅白饅頭がなくなった
	虫が入っている
保健・衛生・医療	適切な治療が受けられず糖尿病・便秘が悪化
	入れ歯をしてもらえない
	歯の自費治療ができない
	レントゲンや血液検査を年に1回してほしい
	爪切りが不衛生・さびている，使用後の消毒もしない
	運動時に無理やり爪切りをするのは人権侵害
	受刑者の矯正処遇日に外運動ができなくなった
居室環境	拘禁性が高い
	クールビズで暑い。しかも基準となる28℃は通路の気温。
	週に1回の捜検は嫌がらせとしか思えない
	一般の被収容者と同じ棟のため，周りの目が気になる
	時間がわからないので時計を置いてほしい
	防音が必要
	壁を叩く人がいる
	マットレスが必要（腰痛予防）
	ダニやその他の虫がいて不衛生
外部交通	面会できる人がおらず困る（追加の申請が不許可）
	弁護士を相手方に申請したが「保留」となった
	自由に会えるようにしてほしい
	信書の発信回数が1日に1回は困る
	一般面会の時間が15分では用件を話せない
ラジオなど	時事番組の放送がない
	若者向け／老人向けばかりで困る
	以前にはできたテレビ視聴ができなくなり，DVDの

	みになった
職員	法律を盾に相談をごまかす
	挑発する人がいる
	差別され，すぐ懲罰にされる
	一部の職員による嫌がらせ，職権濫用がある
	幹部が代わるたびにルールが変わる
	中高生のように
その他	自己契約作業が中断したまま
	保管私物の総量規制を緩めてほしい
	不必要な制限が多い
	他の死刑確定者と違う処遇を受け，差別されている
	電波や高周波を飛ばされている

(2) 拘置所生活でつらいこと，困ること，ストレスを感じることを（問4-2）

拘置所での生活においてつらいこと，困ること，ストレスを感じることを（自由記載）は【表5-6】のとおりである。前項と重なる内容が多いが，中には「現在の生活を続けるのなら早急に殺害されたい」と強度のストレスを訴えるものもある。

なお，1名の回答について，回答の一部（職員の姓など職員に関する情報と推測される）が，別の1名の回答については回答の全部が，抹消されていた。抹消された記載の内容を知り得ないため断定はできないが，当連合会宛てに発信されるアンケートの回答が抹消の許される内容（法第141条，第129条第1項）に該当するとは考え難く，このような措置には疑問が残る。

【表5-6】 拘置所生活でつらいこと，困ること，ストレスを感じることを

物品の自弁	高価格で低品質，割高
	品目が減った
	お金がなく，差し入れをしてくれる人もいない
	鉛筆・鉛筆削りが禁止になったこと
食事	好きなものが食べられない

	まずい
保健・衛生・ 医療	専門医の診療が受けられない
	歯科の診療・自費治療が受けられない
	夏季のシャワー3分は短い
	運動器具がない。
	自殺企図を契機に縄跳びの縄が使えなくなった。
	運動場が狭くて走れない
	戸外運動がなされるべき日に実施されない
	室内運動時間以外，室内を歩きまわれない
	病状の悪化により生活支援が必要
居室環境	暑さ・寒さ。冬は毎年しもやけになる。職員だけ暖房を使用している。
	大阪拘置所の新棟では，居室内から廊下が見えにくく，音が聞きにくい
	居室扉に「単独開閉禁止」と貼られ，死刑確定者だとわかる。衛生係の受刑者にジロジロみられるのがストレス。
	テレビカメラで監視されること
	近隣の居室のラジオ等の音が気になる
	職員の夜間巡回の音がうるさい
	高齢者や精神疾患のある被収容者が多く，騒音や振動に我慢ができない
書籍	母国語の本の購入ができない
	自弁や差入の図書が墨塗りにされる
	官本が新しくならない
外部交通	面会時間が短い
	アクリル板越しの面会で手も握れず，人間的交流ができない
	発信に時間がかかる
	受信禁止の場合，発信者にもその旨を連絡してほしい
	申請時に相手方の戸籍謄本を出せといわれるが，入手

	できない
	許可されていた人が解除になり，新たに申請しても拒否されて誰とも外部交通できない
	10年近くずっと申請しても，一人も許可されない
	制限が厳しすぎる
	社会とのつながりが無い
職員	平等な取扱いをしない
	上から目線
	意地悪や，再審請求への口出し・妨害をする
	若手職員が横柄なことが増えている
	ルーズ
	中高生のように
その他	緊急事態宣言以降，自己契約作業が中断したままで収入がない
	所持品の総量規制
	自殺事案の影響で，週刊誌の貸与がなくなるなど悪影響がある
	新しいDVDが導入されない
	テレビが見られない，DVDの視聴回数が少ない
	集団処遇がない
	弁護士と話をしたいが，お金がなくてできない
	訴訟をスムーズにできない
	訴訟において出廷できない
	写真撮影ができずマイナンバーカードが作れない
	現在の生活を続けるのなら早急に殺害されたい
	電波等を飛ばされている

(3) 現在の生活で，満足していること（問43）

現在の生活で満足していること（自由記載）は、「気になること」や「つらいこと，困ること，ストレスを感じる」と比較すると，記載は少なかった。具体的には下の【表57】のとおり。

【表 5 7】現在の生活で満足していること

単独室にいること
食事
日用品の支給
風呂
夏季入浴が週 3 回になり，1 日 2 回清拭ができ，上半身裸許可など。
熱中症予防対策
室内運動ができること
医務の対応
衛生面が行き届いている
洗濯の回数と量
文章や絵を自由にかける。画用紙の使用が許可になった。
読みたい本が購入して読める
新聞の回覧
毎週月曜のDVD鑑賞
大相撲ラジオを聴けること
教誨
信仰が厚くなった
自己契約作業ができ，贖罪として送金できること
面会できること
来信
自分で開発した作業や健康術
居室外の植物が癒し
家族が支え続けてくれること
足腰が悪いが職員がよく面倒をみてくれること
居室棟担当の専門官・副担当の優しさ・大多数の職員は親切
弁護人が全力で弁護してくれること



(4) 逮捕から現在までの経験（問44・問45）

① 差別や嫌な経験（問44）

「逮捕から現在までを振り返って、差別や嫌な経験をしたことがありますか」との問いに対する回答（自由記載）を【表59】のとおり整理した。拘置所での生活に関連するものが多いが、弁護への不満を含め、刑事手続に関する記述が目立つ。他方、「これからの生活に影響があるので書かない」という回答もあった。

【表59】逮捕から現在までの差別や嫌な経験

捜査・弁護・ 裁判	取調官が黙秘権を告知しなかった
	検察官による調書ねつ造・署名強制
	警察で差別（同和地区出身者であると）された
	警察で刑事から暴行を受けた
	員面調書が開示されなかった
	国選弁護人が第1回公判まで接見しないまま認否、 書証に全部同意
	国選弁護人が無責任、裁判官が無理やり死刑にした
	原審私選弁護人への不満
	看守が弁護人らに工作してまともな弁護を受けられなかった
	裁判官、検察官・取調官が被疑者・被告人の話をまともに聞かない
裁判への市民参加	
報道など	週刊誌に書かれたこと
	少年なのに実名をネットで公開された
	捜査・報道による人格攻撃や虚偽報道
	右翼から脅迫文がきた
拘置所生活	未決時に職員から「鬼畜」などと言われた
	完全単独室処遇
	身体（陰部）検査
	週1回の居室検査

	番号で呼ばれ，番号を言わされる
	自分は女性なのに，拘置所での診療に男性職員が立ち会った
	死刑確定者の自殺事故により，いろいろなことが禁止され，ストレス
	保護室への連行・収容が非人道的
	ささいなことで懲罰になる
	拘置所の遵守事項（書き込み禁止）で訴訟等が妨げられた
	職員が高圧的
	一部に差別をする職員がいる
	統括から「どうせここで死ぬんだから，静かに生活できないのか」と言われた
	拘置所では，よく物がなくなった。郵便が届かないこともあった
	職員に私物を横領されている
	電波を飛ばされている（自分は統合失調症ではない）
	拘置所による視察委員会への報告と実務が違う
	苦情申出制度が機能しない
	外部交通が厳しくなった
	外部交通の相手方が，他の人は複数なのに，自分は一人しか認められない
	これからの生活に影響があるので書かない

② 女性であることによる差別や嫌な経験（問４５）

女性のみに対する，『女性』であることで差別や嫌な経験をしたことがありますか」との質問への回答は【表５９】のとおり。

【表５９】「女性」であることによる差別や嫌な経験

逮捕前に，知人の警察官から「情報がある」と呼び出され，身体の関係が強要された。

拘置所生活で、立会・視察をする職員が男性。24時間カメラで監視される居室に收容されているが、その映像をみているのも男性職員。

拘置所で自弁できる日用品について、スリッパは男性用サイズしかないなどの不便がある。

(5) 死刑の確定による制限の強化（問46）

「逮捕から判決確定前までの生活では認められていたが、判決確定後は許可されていない『こと・もの』や『活動』はありますか」との質問に対する回答は【表60】のとおりであり、使用できる物品と外部交通の制限に集中している。

【表60】判決確定後は許可されなくなった「こと・もの」「活動」

物品の貸与・自弁・差入等	カミソリが電気カミソリしか認められなくなった
	ゴム紐が使えない（自弁品も使えず、私物の衣類に使われていた紐・ゴム紐は外される）
	自殺防止のためか、過剰とも思えるほど物の所持が禁止される
	時計などの貸与が不許可になった
	雑誌やパンフ・地方紙・カタログ・チラシ等の差入は、外部交通を許可されている相手方からしか入らなくなった
書籍	2020年2月から、すべての雑誌の貸与が不許可になった
	一度に購入できる本の冊数が減った
外部交通	自由な外部交通ができなくなった （具体例） <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部交通許可者以外の人／（5人以上の）友人・知人との外部交通が出来なくなった</li> <li>・弁護士への発信にも願せんが必要になった</li> <li>・新聞への短歌投稿ができなくなった</li> <li>・金融機関への発信ができなくなった</li> <li>・再審請求審で主張する事実を調査するための発信も不許可になった</li> </ul>
	発信・受信・差し入れにかかる日数が増えた（7～10日。未

	決時は当日・翌日くらい)
その他	選挙権

#### 第4 結び

今回の調査は、過去2回の調査に比べ、質問事項が詳細かつ多岐にわたったため、質問の趣旨を把握できていないと思われる回答が多く見られた。その上、施設職員による検査を経て発信されるアンケートへの回答を躊躇する記載も散見され、書面による調査によって正確な情報を得ることの限界が実感された。しかし、そのような制約のもとにおいても、死刑確定者に対する処遇の実情を相当程度明らかにすることができたのではないかと考える。

すなわち、長年の懸案であった弁護士との面会への職員立会いは、省略される事例が増えていることが確認されたが、それ以外の場面では、前回の調査と比較して改善と評価できる点は見られない。収容されている単独室の外に出る機会は限られ、死刑確定者相互の接触もない。家族・親族や弁護士以外との外部交通は依然として極めて限定的であり、面会の回数は手紙の発受信より少なく、手紙は死刑確定者からの発信より、外部からの受信の方が少ない。一定の相手方との外部交通が認められても、相手方の事情によりひとたび交流が途絶えると、新たな相手方との交通はなかなか認められず、事実上、外部交通が不可能ともなりかねない。さらに、宗教上の教誨の実施にまで職員が立会いし、かつ、実施回数も減少しているなど、前回の調査時より後退した面も確認された。調査全体を通じ、他者との触れ合いを著しく制限され、孤立する死刑確定者の姿が改めて浮き彫りになった。

この調査結果が、死刑制度そのものの廃止を議論する場面をも含めて、制度・実務の改善のための議論に幅広くいかされることを望む。

以上